

○ 事後審査型制限付一般競争入札実施要領

制 定 平成 18 年 5 月 19 日
最近改正 平成 23 年 10 月 3 日

(目的)

第 1 条 この要領は、大阪市が発注する請負、買入れ、借り入れその他の契約において、開札後に最低価格提示者の入札参加資格を審査して適格の場合に落札決定する事後審査型制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）のうち、大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号。以下「規則」という。）第 31 条の 2 に規定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものについて、別に定めるものほか必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 電子入札システムで行う入札は、原則、制限付一般競争入札によるものとする。
ただし、次に掲げる契約に関してはこの限りではない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される契約
- (2) 総合評価方式等、入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要があり、制限付一般競争入札の適用が適當と認められない契約
- (3) 履行可能な業者が限られるなど、制限付一般競争入札では、競争性の確保が困難と判断される契約

(入札公告等)

第 3 条 入札公告は、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所
- (5) 入札執行の日時及び場所
- (6) 規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする旨
- (7) 前各号のほか入札について必要な事項

2 前項の公告は、規則第 12 条第 2 項の規定に基づき、電子調達システム（インターネットを介して入札参加の申請を行う業者登録システム、電子入札システム、入札・契約などの情報を提供する入札情報サービスシステムから構成されるシステムをいう。）において掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようにするものとする。

(入札参加の申請)

第 4 条 入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があつたものとみなす。
(設計図書の交付)

第 5 条 設計図書（図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。）は、電子入札システム上からダウンロードできるようにするものとする。ただし、別途入札公告において示す場合は、配付を行うことができるものとする。

（設計図書に対する質問及び回答）

第 6 条 設計図書に対する質問及び回答の方法は、入札公告に定める。

（入札書の提出）

- 第 7 条 入札書は、電子入札システムにより提出させるものとする。
- 2 前項の入札書は、入札金額、くじ申込番号等必要な事項が全て入力されたものを有効なものとして取り扱うこととし、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムのサーバまで到達していなければならないものとする。入札書が到達した場合は、電子入札システムにより入札書受付票を発行する。
 - 3 一旦、電子入札システムにより提出された入札書の訂正、再提出又は撤回は認めない。
 - 4 その他入札書の提出に関し必要な事項は、入札公告に定めるものとする。

（入札書の保管等）

第 8 条 電子入札システムにより提出された入札書の管理及び到達の確認等は、電子入札システムにおいて処理するものとする。

（開札）

- 第 9 条 開札は、あらかじめ入札公告で指定した日時、場所において行うものとし、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下、「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降の審査順位を確定した上で、落札の決定を保留する。
- 2 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上あった場合は、電子入札システムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって順位を定め、落札候補者を決定する。また、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をしたものが 2 者以上あった場合も同様に、電子くじによって順位を定め、全ての入札者について審査順位の確定を行うものとする。
 - 3 開札までに申し出をすれば、入札者は開札に立ち会うことができるものとする。開札時に入札者が立ち会わないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 の規定により当該入札に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

（審査順位等の通知及び公開）

- 第 10 条 落札候補者を決定した場合は、電子入札システムにより次の各号に掲げる事項を全ての入札者に通知するとともに、速やかに公開するものとする。なお、低入札価格調査制度適用案件において調査基準価格を下回った場合は、その旨をあわせて通知する。
- (1) 入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨
 - (2) 予定価格の制限の範囲内で入札した入札者（無効の入札をした者を除く）の商号又は名称、審査順位、くじ番号及び入札金額
 - (3) 無効の入札をした入札者の商号又は名称

(入札参加資格審査資料等の提出)

- 第 11 条 第 9 条の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に掲げる入札参加資格審査に要する資料（以下、「資格審査資料」という。）を求めるものとする。
- 2 前項における資格審査資料の提出期限は、開札の日の翌日の勤務時間（職員の勤務時間等に関する規則第 2 条第 2 項に定める勤務時間）内とする。ただし、開札の日の翌日が本市における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日最終日の翌日）とする。なお、入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りではない。
- 3 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に資格審査資料を提出しないとき、又は入札参加資格審査のために本市職員が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とする。
- 4 低入札価格調査制度適用案件において調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格を下回る入札をした者から当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「低入札価格根拠資料」という。）及び資格審査資料の提出を求めるものとする。

(入札参加資格の審査)

- 第 12 条 入札公告等に示した入札参加資格要件に基づき、入札書及び資格審査資料により落札候補者を審査するものとする。
- 2 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、次順位以降の審査を行わないものとする。
- 3 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、その旨を当該落札候補者に対して通知する。
- 4 前項の場合は、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者として審査を行い、以降、落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行うものとする。この場合において、前条第 2 項中「開札の日の翌日」とあるのは「本市が資格審査資料の提出を求めた日の翌日」と読み替える。
- 5 第 1 項及び第 4 項に定める審査に要する日数については、入札公告に定めるものとする。

(入札の無効)

- 第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再入札に参加できない。
- (1) 規則第 28 条第 1 項、交通局契約規程第 24 条第 1 項、水道局契約規程第 26 条第 1 項又は病院局契約規程第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札
 - (3) 工事請負等競争入札参加心得に違反した者がした入札
 - (4) 予定価格の事前公表対象事業の場合にあっては、予定価格を超える価格でした入札
 - (5) 電子入札システム所定の入札書を用いないでした入札
 - (6) 審査の結果、入札参加資格を有しないとされた者がした入札
 - (7) 低入札価格調査制度適用案件において、本市が指定する期日までに、あらかじめ指定する低入札価格根拠資料を提出しなかった者がした入札

(8) その他入札公告に定める入札の無効の条件に該当する入札

(落札決定等)

第 14 条 第 12 条において、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定するものとし、電子入札システムにより全ての入札者に対して落札決定を通知するものとする。

2 落札候補者が落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札公告に別に定めがある場合を除き、入札参加資格を有しないものとみなす。

(落札候補者の辞退等)

第 15 条 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、並びに本市が指定する期限までに入札参加資格審査資料及び低入札価格根拠資料を提出しなかった場合は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく措置を行うことができる。

(入札結果等の公表)

第 16 条 落札決定後速やかに、入札結果等の情報を公表するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難い場合は、入札公告により定めることができるるものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 10 月 9 日から施行する。

2 この要領の施行日前に入札に参加しようとする者を募集した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。